

住宅借入金等特別税額控除申告書の書き方(確定申告をする方)

平成 **27** 年度分 市民税・県民税住宅借入金等特別税額控除申告書
(所得税の確定申告書を提出する納税者用)

住所・氏名・生年月日・
電話番号・押印を
お忘れなく

市役所提出用

市川市長	平成27年1月1日 現在の住所 フリガナ 市川市 八幡1-1-1	整理番号	
受付印	現住所 フリガナ 同上	生年月日 昭和35年1月1日	電話番号 047-334-1111
	住宅借入金等特別 控除の対象となる 物件の所在地 フリガナ イチカワ マルロウ		
平成 年 月 日	氏名 市川 〇郎	特異の 表示	電話番号 047-334-1111

地方税法附則第5条の4第1項及び第6項の規定の適用を受けたいので、同条第3項及び第8項の規定に基づき申告します。

1 所得税の住宅借入金等特別控除に係る事項【平成11年から平成18年の間に居住の用に供したものに限り】

居住開始年月日(注1)	新築又は購入 平成 16 年 12 月 1 日	居住した年月日をわかるところまで 記入してください
増改築等	平成 年 月 日	

2 市民税・県民税から控除される住宅借入金等特別税額控除額の計算

前年分の所得税の住宅借入金等特別控除額 (平成19年以降の居住年に係る額を除く)	①	210,000	前年分の所得税額 (税額控除前)	⑱	165,500
前年分の所得税の課税総所得金額	②	2,630,000	⑱ - ⑲ - ⑲	⑳	140,500
前年分の所得税の課税山林所得金額	③	0	①と⑱のいずれか 少ない方の金額	㉑	210,000
前年分の所得税の課税退職所得金額	④	0	市民税・県民税の 住宅借入金等特別税額 控除額	㉒	69,500
②に対する 所得税額相当額	⑤	263,000	市民税の住宅借入金等 特別税額控除額 (② × 3/5)	㉓	41,700
③に対する 所得税額相当額	⑥	0	県民税の住宅借入金等 特別税額控除額 (② × 2/5)	㉔	27,800
④に対する 所得税額相当額	⑦	0	② × 改正前の税率【下の表を参照】 例 2,630,000円 × 0.1 = 263,000円		
⑤ + ⑥ + ⑦	⑧	263,000			
肉売の価格	⑨	0			
短期譲渡	⑩	0			
長期譲渡	⑪	0			
株式等の譲渡	⑫	0			
先物取引	⑬	0			
租税条約実施 特例法における 配当	⑭	0			
⑨から⑭までの 合計	⑮	0			
税額控除 配当控除の額	⑯	25,000			
投資・リース 税額等控除の額	⑰	0			
⑧ + ⑮ - ⑯ - ⑰	⑱	238,000			

②の金額(円)	⑤の金額(円)
1,000 ~ 3,299,000	② × 0.1
3,300,000 ~ 8,999,000	② × 0.2 - 330,000
9,000,000 ~ 17,999,000	② × 0.3 - 1,230,000
18,000,000 ~	② × 0.37 - 2,490,000

③④⑥⑦は表面を参照してください
(山林・退職所得)

⑨~⑭までは分離課税等の金額
がある方のみ記入してください(注1)

配当控除をした場合の金額を記入してください

⑧ + ⑮ - ⑯ - ⑰の金額を記入してください
例 263,000円 + 0円 - 25,000円 - 0円 = 238,000円

確定申告書A様式の場合

フリガナ	イチカワ マルロウ	第一表(平成二十年分以降用)
氏名	市川 〇郎	
性別	男	
職業	会社員	
生年月日	3 35 01 01	
電話番号	047-334-1111	
課税される所得金額 (5-20)	21	2,630,000
上の⑳に対する税額	22	165,500
配当控除 (特定増改築等 住宅借入金等特別控除)	23	25,000
(特定増改築等 住宅借入金等特別控除)	24	210,000
政党等寄附金特別控除	25	
住宅耐震改修特別控除	26	
電子証明書等特別控除	27	
差引所得税額 (22-23-24-25-26-27)	28	0
災害減免額 外国税額控除	29	
源泉徴収税額	30	17,500
申告納税額 納める税金 (28-29-30)	31	
運付される 税	32	17,500

確定申告書B様式の場合

フリガナ	イチカワ マルロウ	第一表(平成二十年分以降用)
氏名	市川 〇郎	
性別	男	
職業	会社員	
生年月日	3 35 01 01	
電話番号	047-334-1111	
課税される所得金額 (5-20)又は第三表 上の⑳に対する税額 又は第3表の㉑	21	2,630,000
上の⑳に対する税額 又は第3表の㉑	22	165,500
配当控除 (特定増改築等 住宅借入金等特別控除)	23	25,000
(特定増改築等 住宅借入金等特別控除)	24	210,000
政党等寄附金特別控除	25	
住宅耐震改修特別控除	26	
電子証明書等特別控除	27	
差引所得税額 (22-23-24-25-26-27)	28	0
災害減免額 外国税額控除	29	
源泉徴収税額 (第1期分・第2期分)	30	17,500
申告納税額 納める税金 (28-29-30)	31	
運付される 税	32	17,500

⑱ - ⑲ - ⑲の金額を記入してください
例 165,500円 - 25,000円 - 0円 = 140,500円

①住宅借入金等特別控除額 210,000円と
⑱改正前の税額 238,000円のいずれか
少ない額として㉑欄に①の 210,000円を記入

㉒の金額 × 0.6 で控除額を算出してください
例 69,500円 × 0.6 = 41,700円

㉒の金額 × 0.4 で控除額を算出してください
例 69,500円 × 0.4 = 27,800円

(注1) 分離課税等の金額がある場合

特例適用条文	法	措法	案	の	項	号

税金の計算	㉑	210,000
	㉒	41,700
	㉓	27,800
	㉔	
	㉕	
	㉖	
	㉗	
	㉘	
	㉙	
	㉚	
	㉛	
	㉜	
	㉝	
	㉞	
	㉟	
	㊱	
	㊲	
	㊳	
	㊴	
	㊵	
	㊶	
	㊷	
	㊸	
	㊹	
	㊺	
	㊻	
	㊼	
	㊽	
	㊾	
	㊿	

申告書の
⑩に記入
⑪に記入
⑫に記入
⑬に記入

※申告書B第一表の㉑欄に金額を転記してください。